

一般社団法人東京都学校薬剤師会役員選挙規定

平成 24 年 5 月 30 日代議員会決定

平成 27 年 3 月 26 日代議員会改定

第 1 条 本規定は、一般社団法人東京都学校薬剤師会定款第 14 条に定める、会長、副会長、理事及び監事の選任方法を定める目的で代議員会において、決定されたものである。

(被選挙権)

第 2 条 会長、副会長、理事及び監事の被選挙権は、当該年度の会費を納めた、正会員が有する。但し、顧問、相談役は、被選挙権を有しない。

(選挙権)

第 3 条 会長候補、理事及び監事の選挙は、代議員会において行う。代議員は、一人 1 票を行使するものとする。ただし、欠席代議員は、これを行使できない。

(選挙管理委員)

第 4 条 選挙管理委員は、4 名とし、選挙が行われる代議員会において、役員に立候補していない代議員より議長が指名する。なお、それまでの選挙事務は、事務局が行う。

(選挙の告示)

第 5 条 選挙の告示は、役員選挙が行なわれる代議員会の 1 か月前までに一般社団法人東京都学校薬剤師会ホームページに、掲示する。

(役員立候補の届け出)

第 6 条 役員に立候補しようとするものは、所定の用紙に所定事項を漏れなく記載し、役員選挙がおこなわれる代議員会の 10 日前までに選挙事務局に簡易書留郵送で届け出なければならない。但し、会長に立候補しようとする者は、7 名以上、理事及び監事に立候補しようとする者は、3 名以上の代議員の推薦を要する。

2 同一の者が推薦者となることができる立候補者数は、会長の場合 1 名以内、理事の場合 10 名、監事の場合 2 名以内とする。

(投票方法)

第 7 条 会長候補者の投票は、1 名单記とし、投票箱に投じる方法にて行う。

2 理事の投票は、立候補者名を連記した投票用紙に○印をつけて投票箱に投じる方法にて行う。但し○印をつける人数は 10 名以内とする。

3 監事の投票は、立候補者名を連記した投票用紙に○印をつけて投票箱に投じる方法にて行う。但し○印をつける人数は 2 名以内とする。

(会長候補者の選任)

第8条 代議員会において、会長候補者を選任する。

- 2 会長立候補者が複数いる場合は、代議員会において予備投票を行い、出席者の過半数を得たものが、会長候補者となる。
- 3 投票は、候補者名1名を記載するものとし、投票の結果、いずれの候補とも過半数を超えない場合は、上位2名による、決選投票を行い多数の票を獲得した候補者が会長候補者となる。
- 4 会長候補者は、理事になる。

(理事および監事の選任)

第9条 第8条により選任された会長候補者は、第6条に関わらず理事及び監事候補を推薦することができる。

- 2 理事及び監事は、得票の過半数を獲得した者であり且つ、得票数において上位の者から、定員の範囲内で選出される。
- 3 理事及び監事の選挙において過半数獲得者が定数に達しない場合は、会長候補者が定数の範囲内で正会員から指名することができる。
- 4 前項により選出された理事及び監事は、代議員会で承認を得るものとする。

(会長の選定)

第10条 会長及び副会長は、理事会において理事の過半数の承認をもって選定するが、代議員会の投票結果が尊重されなければならない。

(理事の解任)

第11条 理事の解任は、定款第18条による他、会長が、不適格と認めた場合は、任期の途中であっても、理事会の承認を経て、代議員会に計り、解任することができる。

第12条 本規定の変更は、理事会の議決を経て、代議員会において委任状を含め過半数以上が出席する代議員会において出席者の2分の1以上の賛成をもって変更できる。

(立候補者がいない場合の処置)

第13条 第6条による会長立候補者がいない場合は、選考委員による選考委員会により会長を選出する。

- 2 選考委員は、議長を含め5名とし、選挙が行われる代議員会において、出席している代議員より議長が指名する。

第14条 理事及び監事の立候補者が定数に達しない場合は、会長が定員の範囲内で正会員の中から指名するものとする。